

## 「平成 30 年版 源泉徴収のあらまし」の訂正について

45 頁に記載している(注) 1 に誤りがありますので訂正いたします。ご利用に当たってはご注意願います。

(注) 下線部は、訂正箇所を示します。

正	誤
<p>(45 頁)</p> <p>ハ ここにいう寡夫とは、次のいずれかに該当する人で、生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が 500 万円以下の人をいいます（所法 2 ①三十一、所令 11 の 2）。</p> <p>(イ) 妻と死別した後、婚姻していない人</p> <p>(ロ) 妻と離婚した後、婚姻していない人</p> <p>(ハ) 妻の生死が明らかでない人</p> <p>(注) 1 ここていう「生計を一にする子」には、他の所得者の<u>同一生計配偶者</u>や扶養親族となっている人又は所得金額の合計額が 38 万円を超える人は、含まれません。</p>	<p>(45 頁)</p> <p>ハ ここにいう寡夫とは、次のいずれかに該当する人で、生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が 500 万円以下の人をいいます（所法 2 ①三十一、所令 11 の 2）。</p> <p>(イ) 妻と死別した後、婚姻していない人</p> <p>(ロ) 妻と離婚した後、婚姻していない人</p> <p>(ハ) 妻の生死が明らかでない人</p> <p>(注) 1 ここていう「生計を一にする子」には、他の所得者の<u>控除対象配偶者</u>や扶養親族となっている人又は所得金額の合計額が 38 万円を超える人は、含まれません。</p>